

バラスト水管理設備規則

バラスト水管理設備規則検査要領

バラスト水管理設備規則
バラスト水管理設備規則検査要領

2019 年 第 2 回 一部改正
2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 91 号／達 第 59 号
2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議
2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

バラスト水管理設備規則

規則

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 91 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 12 月 27 日 規則 第 91 号
バラスト水管理設備規則の一部を改正する規則

「バラスト水管理設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期*

-5.を次のように改める。

-5. 臨時検査

臨時検査は，登録検査及び定期的検査の時期以外の次のいずれかに該当するとき，これを行う。検査の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)から(3)は省略)

4 章 臨時検査

4.1 を次のように改める。

4.1 一般*

臨時検査では，バラスト水管理設備等及びそれに係る装置等の改造もしくは修理の程度に応じ，当該設備等に対する登録検査に準じて検査を行う。検査の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

附 則

1. この規則は，2019 年 12 月 27 日から施行する。

バラスト水管理設備規則検査要領

要
領

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 59 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 達 第 59 号

バラスト水管理設備規則検査要領の一部を改正する達

「バラスト水管理設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 として次の 1 条を加える。

1.1.3 検査の実施及び時期

規則 2 編 1.1.3-5.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の見査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

4 章として次の 1 章を加える。

4 章 臨時検査

4.1 一般

規則 2 編 4.1 にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の見査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

附 則

1. この達は、2019 年 12 月 27 日から施行する。